

患者アンケート調査について

(C型肝炎救済のための調査研究及び
安全対策等に関する研究)

肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

平成27年8月7日

厚生労働省 医薬食品局 血液対策課
近藤 徹

本日の内容

- C型肝炎特別措置法について
- C型肝炎救済のための調査研究について
- 一次調査（アンケート調査）へのご協力のお願い

C型肝炎特別措置法とは

- **特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤**によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（議員立法）

平成20年1月16日施行

【給付内容】

慢性C型肝炎による肝がん・肝硬変罹患、又は死亡：4,000万円

慢性C型肝炎に罹患：2,000万円

上記2つ以外（無症候性キャリア等）：1,200万円

- 給付金の支給後20年以内（※）に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。

※ **平成24年の法改正（平成24年9月14日施行）**

① 給付金の請求期限の延長（法施行後5年→**10年**）

② 追加給付金の支給対象者の見直し

（給付金の支給後10年以内に症状が進行→**20年以内**）

C型肝炎救済特別措置法の手続き

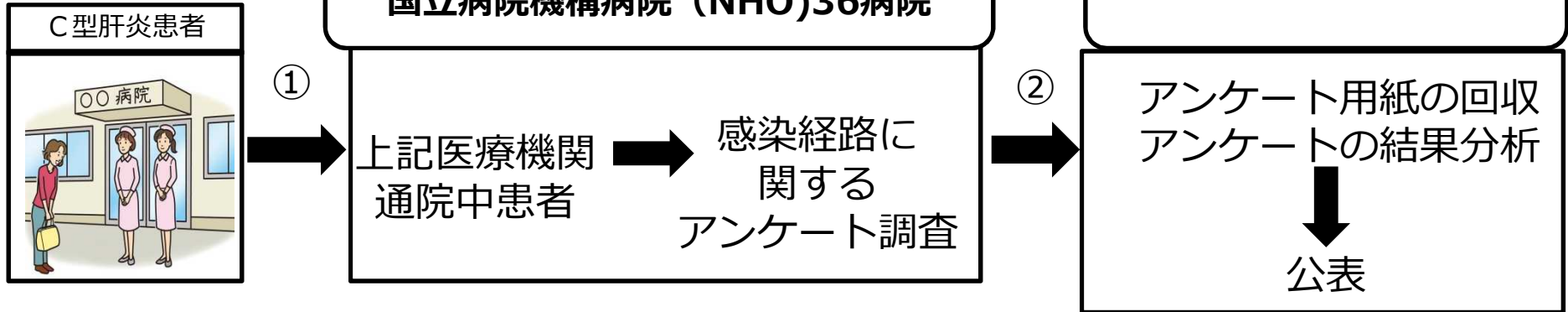
- ① 被害者が国を相手方とする訴訟を提起
- ↓
- ② 給付対象者であることを裁判手続の中で確認
- ↓
- ③ 証明資料（判決、和解等）と併せて、
医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求
- ↓
- ④ PMDAから被害者に給付金を支給

【請求又はその前提となる訴訟提起の期限】

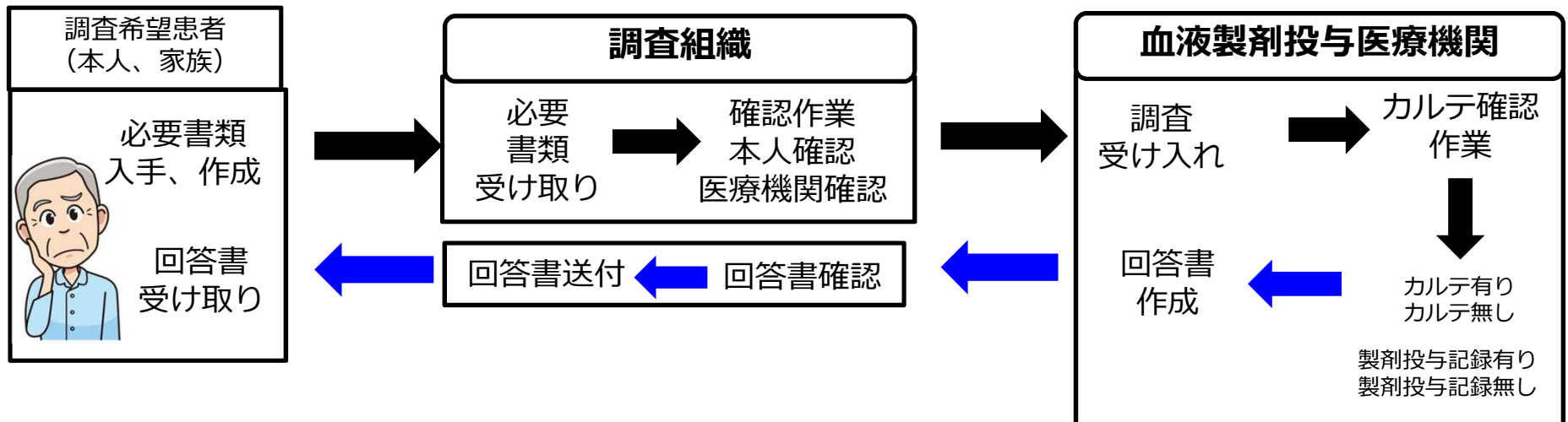
平成30年（2018年）1月15日（法施行後10年）まで

C型肝炎救済のための調査研究（案）

1次調査



2次調査



NHO長崎医療センター
八橋先生のご資料より

今後とも、厚生労働省の取組みへのご協力を
お願いいたします。